

## 1 開発審査会提案基準

原則的に法第34条第14号に該当すると考えられるものについては、開発許可制度の円滑かつ適正な運用を図ることを目的とし、次に掲げるとおりの開発審査会提案基準を定めている。

### <用語の説明>

この提案基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建替とは、既存建築物の全部若しくは一部を滅失又は除却した後に、建築物を建築することをいう。
- (2) 増築とは、既存建築物の滅失又は除却を行わず、床面積を増加させることをいう。
- (3) 兼用住宅とは、建築基準法施行令第130条の3に規定する第一種低層住居専用地域内に建築することができるものをいう。  
(記載されている箇所：提案基準2、21、22、25)
- (4) 併用住宅とは、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、それ以外の部分の床面積の合計が50平方メートル以下のものをいう。  
(記載されている箇所：次号及び提案基準8、9)
- (5) 居住の用に供する建築物とは、一戸建て住宅、共同住宅、寄宿舍、寮、長屋住宅及び併用住宅をいう。  
(記載されている箇所：提案基準9、21)